

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年2月16日 定例庁議
開 催 日 時	平成27年2月16日（月） 午前9時13分から 午前11時46分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、重岡危機管理監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、柳原都市建設部長、細沼会計管理者、田中水道部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 （担当課1） 菊島障害福祉課長、今井同課専門員兼障害給付係長 （担当課2） 堤田長寿はつらつ課長、二河同課専門員兼高齢者支援係長、藤原同課介護保険係長 （担当課3） 麦田保育課長、平塚同課長補佐、玄順同課保育総務係長 （担当課4） 金子教育指導課長 （担当課5） 猪股福祉部次長兼こども未来課長 （担当課6） 神田市長公室次長兼政策企画課長、佐藤同課主幹兼課長補佐（事務局） 政策企画課政策企画係山崎主事、稲葉秘書課長
会 議 内 容	1 第4期朝霞市障害福祉計画（案）について 2 第6期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について 3 朝霞市子ども・子育て支援事業計画（案）について 4 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（案）について 5 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例（案）について 6 朝霞市いじめ問題専門委員会条例（案）について 7 朝霞市いじめ問題調査委員会条例（案）について 8 朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例（案）について 9 平成27年第1回朝霞市議会定例会提出議案について

<p>会 議 資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 期朝霞市障害福祉計画（案）概要 ・ 第 4 期朝霞市障害福祉計画（案） ・ 第 6 期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）概要 ・ 第 6 期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案） ・ 朝霞市子ども・子育て支援事業計画（案）概要 ・ 朝霞市子ども・子育て支援事業計画（案） ・ 平成 2 7 年第 1 回朝霞市議会定例会提出議案 	
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> 電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間 </td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> <input checked="" type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月 </td> </tr> </table>	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間
電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月	
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>	<p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【市長あいさつ】

【議題】

1 第4期朝霞市障害福祉計画（案）について

【説明】

（担当課1：菊島）

- ・計画策定の背景は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく法定の計画であり、各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保のための方策などを市町村が定めることとなっている。
- ・基本理念は、（1）障害のある人の自己決定と自己選択の尊重、（2）多様な障がいに係る制度の一元化、（3）地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備の3点である。
- ・計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間で、今回は第4期となっており、期間については全国一律の期間となっている。
- ・基本内容は、（1）障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、（2）各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、（3）地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項である。
- ・アンケート調査については、障害のある人、その介助者、ボランティアの計6,653人に対して実施した。
- ・障害者関係団体へのヒアリング調査は、朝霞市視力障害者友の会他11団体に実施した。
- ・障害のある人へのヒアリング調査は、市内の障害者団体に所属する障害のある人、はあとびあ多機能型施設、総合福祉センター内の地域活動支援センター及びあさか福祉作業所の各利用者に実施している。
- ・意見聴取は障害者プラン推進委員会に5回、障害者自立支援協議会に2回実施した。
- ・パブリックコメントを実施し、1人から3件の意見が出され、職員コメントは3人から6件の意見が出された。

[2月9日の政策調整会議の要旨について]

- ・アンケート調査では防災の内容が盛込まれていたが、計画の中では防災の記載がないがどのように取り扱うのかという質問に対して、地域福祉計画に反映して行くものと考えているのに加え、地域福祉計画の中には要支援者等の内容を盛り込むこととなっているので、アンケート内容を反映させる方法もあるとの回答があった。
- ・障害福祉計画と障害者プランの計画年次がずれているが影響はないのかという質問に

対して、障害者プランが5か年、障害福祉計画が3か年なので、次回策定する際には障害者プランの年次を調整するなどの検討をしていく。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

2 第6期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について

【説明】

(担当課2：堤田)

- ・「概要」については、高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、介護保険制度が導入された平成12年度から始まり、3年に1度の介護保険事業計画の見直しも含め、今回は、平成27年度から平成29年度の3年間の計画を策定している。
- ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、介護保険サービスの給付見込み量を計画し、介護保険料の算定などを行うものである。
- ・「策定経過」については、高齢者福祉計画推進会議を、平成25年度は4回開催し、主に、アンケート調査の内容を検討し、結果のとりまとめを行った。
- ・平成26年度は1月26日までに会議を5回開催し、主に介護保険の給付サービス見込み量の推計や、高齢者の一般施策、保険料率の検討などを行ってきた。なお、12月15日から1月16日まで実施したパブリックコメントについては、市民の方2名1団体、職員1名から意見をいただいた。
- ・「内容」については、構成としては、概要に各章ごとの概略を記載しているとおり、第1章の「計画の策定にあたって」から第7章の「計画の推進にあたって」までの全7章で構成している。
- ・「基本理念」については、これまでの第3期から第5期は、「長寿をともに楽しみ喜べる朝霞の創造」を基本理念とし、団塊の世代が65歳以上となる2015年を視野に入れた計画としていたが、第6期計画においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた計画とすることとされたこと、地域包括ケアシステムの構築を進める計画としていることから、基本理念についても見直しを行い、地域包括ケアシステムの構築を目指す視点から、「みんなで（地域で）」「支え合い（互助）」「暮らし続ける」をキーワードとし、「みんなで支え合い いつまでも 笑顔で暮らしつづけるまち朝霞」としている。
- ・「5期からの主な変更点」については、①施設整備は地域包括ケアシステムの根幹的なサービスであり、在宅生活を支援するサービスとして位置付けられており、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通い、訪問、泊まりを一体的に提供する、小規模多機能型居宅介護を各1ヶ所の増設を計画している。

- ・②介護保険制度の改正にともない、要支援者の方の通所介護や訪問介護事業を、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する改正が行われたことから、新たな地域支援事業について記載している。
- ・③高齢者の見守り施策として、見守りネットワークを推進し、平成27年度中には見守り支援事業を導入する予定である。
- ・④高齢者数の増加などから、日常生活圏域の見直しについて検討を行う。
- ・⑤保険給付費に対する第1号被保険者の負担割合が、21%から22%に変更されている。
- ・計画の冊子の中身についてだが、「第1章 計画の策定にあたって」については、計画策定の前提となる、高齢化の進行の状況、本市における高齢化の状況と、段階の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムの構築に取り組むことが、この計画の前提となっている。
- ・「第2章 高齢者を取り巻く現状と将来見込み」については、現在の人口構成、将来人口推計、世帯の状況、要介護認定者の状況などについて記載している。
- ・「第3章 計画の基本方針」では、基本理念を「みんなで支え合い いつまでも 笑顔で暮らしつづけるまち 朝霞」としており、施策目標として大きく3つ掲げた。「施策目標1 健康・生きがいがづくりと介護予防への支援」、「施策目標2 住み慣れた地域で暮らせる自立のためのサービスの確立」、「施策目標3 安心・安全な生活ができる環境の整備」、また、それぞれの施策目標に個別の施策を位置付けている。
- ・「第4章 地域包括ケアシステムの構築に向けて」では、今回の計画策定の大きな柱である、地域包括ケアシステムの構築について記載している。その中で、地域包括ケアシステムは、地域社会全体で高齢者を支えていく地域づくりが必要であることなどを記載している。
- ・「第5章 施策の具体的な展開」については、具体的な個別の施策についてこれまでの実績と今後の見込みについて記載している。
- ・「第6章 介護保険事業の見込みと保険料設定」については、55ページから67ページまでは介護サービスの説明とサービスの実績、今後の利用見込みの人数及び回数について記載しており、68ページから75ページでは制度改正に伴う新しい地域支援事業についての記載している。76ページからが第6期の介護保険料に係る記述となっており、この計画が、市で策定する計画と大きく異なる点で、この計画によって、第1号被保険者である65歳以上の市民の方に収めてもらう保険料の3年間の金額が確定するところだと考えている。78ページに掲載しているが、第6期の保険料については、基準額が月額4,650円、年額55,800円となり、77ページに記載してある第5期と比較して月額で525円、年額で6,300円増額となる。保険料が増額となる要因としては、保険給付費の上昇に加え、第1号被保険者の保険給付費に対する負担割合が21%から22%に引き上げられたことが要因であると考えている。
- ・最後に、「第7章 計画の推進にあたって」については、今後の政策の推進体制について記載している。

[2月9日の政策調整会議の要旨について]

- ・引上げ後の金額について3市の状況はどうか、また県内ではどうか、と言う質問に対し、2月2日現在で、志木市が4,339円、和光市が4,228円、新座市が4,463円となっており、朝霞市は他市に比べると高い設定となっているが、低所得者の負担を軽減するという考え方が理由とのことである。
- ・県内の状況はまだ把握していない。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

3 朝霞市子ども・子育て支援事業計画（案）について

【説明】

(担当課3：玄順)

- ・本計画は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組むために策定したものである。
- ・本計画は、平成26年度で計画期間が終了する「あさか子どもプラン（朝霞市次世代育成支援行動計画）」の事業を引き継ぐものとなっている。
- ・「計画の期間」は、平成27年度～平成31年度までの5年間である。
- ・「基本理念」ですが、本計画では、「子どもの視点」、「保護者の視点」、それらを支える「地域の視点」を、市の子育てに対する考え方の根底に据えるものとして、子どもが「朝霞で育ってよかった」と思い、保護者が「朝霞で育ててよかった」と実感し、地域の人たちが「子育てのよろこびをわかちあえるまち」を目指すものとして、「このまちで 育ってよかった 育ててよかった子育てのよろこびをわかちあえるまち 朝霞」を基本理念とした。
- ・基本理念を実現させるための取り組みとして、「すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまち」、「すべての子どもがすくすく育つまち」、「すべての家庭が安心して子育てするまち」の3つの基本目標とした。
- ・「策定経過」は、平成25年度から平成26年度の2年間をかけて朝霞市子ども・子育て会議において計画の策定を行った。策定にあたり、平成25年度は、子ども・子育て会議を3回開催し、また、就学前児童の保護者2,000件、小学校児童の保護者1,010件にアンケート調査を実施した。平成26年度は、会議を7回開催し、子ども本人などから直接意見を伺った。
- ・平成26年11月24日から1ヶ月間、朝霞市子ども・子育て支援事業計画について

パブリックコメントを実施したところ、市民からの意見はなかったが、職員1人から2件の意見があった。

- ・「内容」については、朝霞市子ども・子育て支援事業計画書は全部で1ページから3ページの第1章から81ページの第7章までの全7章から構成されている。
- ・第1章は計画策定の背景、目的について記載している。
- ・第2章は、子どもを取り巻く現状として、人口の推移や女性の就業率の推移、就学前児童等の推移などについて記載している。また、あさか子どもプランの重点事業の進捗状況、アンケート調査、ヒアリング調査の概要を記載している。なお、アンケート調査については、平成26年3月に報告書をまとめているので、今回、参考資料として配布している。
- ・第3章として、計画の考え方は、「このまちで 育ってよかった 育ててよかった 子育てのよろこびをわかちあえるまち 朝霞」を基本理念として、子育て支援の充実を取り組むため、3つの視点を掲げ、3つの基本目標をもとに事業を展開していく。
- ・第4章 子育て支援の施策の展開では、3つの基本目標のもと、9つの基本方針を定め、施策の方向性、主な事業を記載している。
- ・第5章として、あさか子どもプランから継承する事業を含め、事業の展開を記載している。なお、本計画の関連事業は全部で115事業となっており、その一覧は57ページ以降に記載している。
- ・第6章 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づくもので、こちらの事業については、事業の見込量とその確保の内容を記載している。事業の見込量の算出については、アンケート調査のニーズと人口推計から国の算出例に従って算出している。
- ・第7章 計画の推進と進捗管理体制について記載している。
- ・最後に資料については、策定経過、会議条例、委員名簿及び用語集を記載している。

[2月9日の政策調整会議の要旨について]

- ・第5次総合計画との整合性はどうかという質問があったが、第5次総合計画で示されている「私が 暮らしつづけたいまち 朝霞」を将来像とし、これを実現するための1つのコンセプトとして「子育てがしやすいまち」をメインにして「このまちで 育ってよかった 育ててよかった 子育てのよろこびをわかちあえるまち 朝霞」という基本理念とし、全体的な整合性を図っている。
- ・5年間の計画の中で特に力を入れて行くところはどこかという質問に対しては、待機児童の解消を大きな柱とし、他にも延長保育、放課後児童クラブ等を今後重点的に実施していく必要があると考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

4 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（案）について

【説明】

(担当課3：平塚)

- ・平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴うもので、現在の幼稚園と保育園に加え、新制度に移行する幼稚園や認定こども園、さらには、少人数の子どもを保育する、「地域型保育事業」等が市の認可事業として位置づけられ、待機児童の解消に向けて整備を進めている。
- ・さまざまな新しい保育施設も含め、新たな利用者負担額、いわゆる保育料について保育園と同様に、市が決定することとなった。
- ・本条例の内容については、利用者負担の額をはじめ、納付期限、減免などについて規定したものである。
- ・利用者負担の額は、2ページの別表第1に、新制度に移行した幼稚園や認定こども園の利用者負担額を表記している。
- ・別表第2の表は、現行の認可保育園及び地域型保育事業における利用者負担額である。
- ・また、参考資料として、朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例規則（案）については、月途中入退園に係る保育料や納付期限、減免の対象要件等を記載してある。
- ・今回の保育園保育料については、平成3年以降、23年間据え置いたままであったことと、新制度が施行されることで市の財源負担がさらに生じることから、附属機関である「朝霞市子ども・子育て会議」での意見を伺い、最終的には「朝霞市保育園等運営審議会」において保育料の見直しの諮問を行ない、答申された内容を説明した、本条例の利用者負担額として規定したものである。
- ・本条例の施行年月日は、平成27年4月1日を予定している。

[2月9日の政策調整会議の要旨について]

- ・保育料と幼稚園料の金額はどの程度上がるのかとの質問に対して、所得に係る税額により保育料が変わるので一概にどの程度上がるとは申し上げられないが、平均では月額4,000円程度上がると見込んでいるとの回答があった。
- ・新制度利用者への周知のスケジュールはどうなっているのかとの質問に対して、条例可決後に正式に周知を行うが、10月にすでに各保育園には変更予定の内容を掲示しているほか、在園児の保護者へは、11月に保育園の継続意思確認の通知と合わせて送付している。また、保育園の申込書にも同封しており、事前の周知を行っているとの回答があった。
- ・4市との比較の上で保育料をどのように決定したのかとの質問に対して、今回の新制度に移行することで保育料へ2億3,000万円の影響額があり、この50%分を市民の方に負担していただく想定で保育料を算定した。

【意見等】

なし

【結果】

・原案のとおり決定する。

- 5 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例（案）について
- 6 朝霞市いじめ問題専門委員会条例（案）について
- 7 朝霞市いじめ問題調査委員会条例（案）について

【説明】

(担当課4：金子)

- ・朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例について説明する。
- ・国のいじめ対策推進法第14条第1項の規定に基づき、関係する機関及び団体の連携の推進に關することとし、朝霞市内の小・中学校におけるいじめ問題防止等を図るために設置される、朝霞市としていじめ問題に対処するための組織である。
- ・所掌事務は第3条において、いじめの防止等のために必要な事項の連絡調整や、関係する機関及び団体の連携の推進などの4点を挙げている。
- ・組織構成は20人以内とし、具体的には副市長に会長をお願いし、関係する市長部局、教育委員会、朝霞警察署や所沢児童相談所、人権擁護委員会、朝霞市PTA連合会などの代表を想定している。
- ・任期は2年以内とする。
- ・本協議会を担当する部局は、いじめ問題の解決に朝霞市として対処するという意味で、主管課は福祉部子ども未来課と教育委員会事務局を併記している。
- ・次に「朝霞市いじめ問題専門委員会条例」について説明する。
- ・朝霞市いじめ問題専門委員会は、朝霞市いじめ問題対策連絡協議会と円滑な連携のもと、学校におけるいじめ防止対策を実効的に行うために教育委員会に設置する常設の附属機関である。
- ・学校における対策の指導や教育委員会自らの相談・通報の受付、事案の対処を行い、加えて、いじめ対策推進法で規定する重大事態に対処し、事実関係を明確にする調査、報告等を担当する。
- ・この委員会は5名以内で組織し、学識経験者、精神科医、臨床心理士、その他必要とする専門知識を有する者で構成する。
- ・任期は2年以内とする。
- ・庶務の担当は教育委員会事務局とする。

(担当課5：猪股)

- ・朝霞市いじめ問題調査委員会条例について説明する。
- ・いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定により、小・中学校に在籍する児童等が

関わる重大事態の報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めたとき、調査を行うことを目的としている。

- ・構成委員は学識経験者及び市長が必要と認める者として、委員は5人以内で組織する。
- ・任期については、常設の組織ではないため、いじめ問題専門委員会が行った調査結果に対する調査を行い、その結果を市長に報告する日までとしている。
- ・庶務の担当は福祉部こども未来課とする。

[1月19日及び2月9日の政策調整会議の要旨について]

- ・この条例案については2回の政策調整会議で継続審議を行った。
- ・いじめ防止対策推進法で対象となるいじめの事象は、義務教育の小・中学校で発生したものに限定されているが、学校に通っていない子どもたちに対するいじめの訴えがあった場合にどのように対処するののかとの質問があり、何らかの対応が可能となる条文が必要なので、その点について修正するとの回答があり、朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例の第3条第4項に記載した。
- ・いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する各学校の調査対策委員会でまとめた結果については、その後どのように処理されるのかという質問に対して、重大事態に至る場合はいじめ問題専門委員会に継承され、その他については対策連絡協議会に必要な報告を行うこととなっているとの回答があった。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

8 朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例（案）について

【説明】

(担当課6：佐藤)

- ・条例案の概要については、昨年11月に制定された、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、朝霞市においても、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する必要性が生じたため、新たな附属機関とする審議会を設置するものである。
- ・国の通知では、総合戦略を策定するにあたり、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成する推進組織で検討するように指示が出ている。
- ・国から示されているのはここまでで、推進組織を条例で制定する旨や具体的な条例案が示されている訳ではない。そのため、こちらで判断して、この組織は地方自治法に

規定する附属機関として条例にあげている。

- ・ 条例案の概要は表記のとおりで、委員の構成は10人以内、任期については、委嘱の日から2年以内と考えている。施行は平成27年4月1日から施行する。
- ・ 朝霞市のまち・ひと・しごと総合戦略は平成27年度中に策定しなくてはならず、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間となる。
- ・ 平成27年4月以降に庁内に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、全庁的に取り組んでいく。

[2月9日の政策調整会議の要旨について]

- ・ 組織の委員10人以内とあるが、具体的な割振りはどのように考えているかとの質問があり、国から産官学金労言で構成員を検討するよう示されている。
- ・ 大学教授等を2人程度、公募市民・名簿搭載者を2人程度、残り6人を商工会や金融団、ハローワークの所長など、それぞれ支持された分野から主だった方を委員として選出する予定である。
- ・ 総合計画との位置関係についての質問があったが、総合計画と総合戦略は重なる部分はあるが、別物と考えられているとの回答があった。
- ・ 今後の策定スケジュールについての質問があり、条例策定後、4月からコンサル会社を指定等の作業に入り、5月または7月までには審議会を立ち上げる。
- ・ 平成27年度中に戦略策定が指示されているので、それに基づき取り組んでいく。

【意見等】

なし

【結果】

- ・ 原案のとおり決定する。

9 平成27年第1回朝霞市議会定例会提出議案について

議案第1号 平成27年度朝霞市一般会計予算

(小林総務部長)

- ・ 第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ369億5千万円で、平成26年度当初予算に比べて11億4千万円、3.2%の増となっている。
- ・ 360億円を上回ったのは初めてのことである。
- ・ 第2条の継続費については、ごみ処理施設整備計画策定事業と生涯学習計画策定事業の2件である。
- ・ 第3条の債務負担行為については、高齢者住宅整備資金利子補給補助など、今後発生する可能性のある債務負担行為で、合計7件の設定をする。
- ・ 第4条の地方債については、庁舎施設耐震化事業を含む10事業と、災害援護資金貸

- 付金、臨時財政対策債を加えた全12件について地方債を起こす予定で計上している。
- ・その他、第5条の一時借入金、第6条の歳出予算の流用について定めている。
 - ・歳入については、第1款の市税は、前年度比2.1%増の、210億1,234万2,000円を計上している。アベノミクスによる個人住民税の伸びにより見込んでいる。
 - ・第2款から第8款及び第10款については、平成25年度決算額、今年度いただいた交付金の伸びや地方財政計画の伸び率、県の推計などにより算定している。
 - ・第9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金と言われるものだが、平成26年度の実績に基づき計上している。
 - ・第11款の地方交付税については、普通交付税は平成26年度交付額と地方消費税の増額分を考慮して額を計上している。実際には地方財政計画においても前年度比8%減となっているので、普通交付税自体は減額の計上をしている。
 - ・特別交付税については、3年間の交付実績に基づき計上している。
 - ・これらを合わせた結果、前年度比28.2%減の4億1,500万円を計上している。
 - ・第13款の分担金及び負担金については、保育園入園児童保護者負担金現年分が増額となる。それにより全体で30.7%増の9億2,897万2,000円を計上している。
 - ・第14款の使用料及び手数料については、前年度比1.3%増の7億3,396万円を計上している。これは手数料条例の諸証明の改正を行なったため、その増額分が主な要因である。
 - ・第15款の国庫支出金については、前年度比6.2%増の61億5,234万5,000円を計上している。増額の要因としては、国庫負担金については児童福祉費負担金などの民生費国庫負担金が増額の要因となっている。国庫補助金については、臨時福祉給付金などが減額となるが、マイナンバー制度関連や土木費、教育費の交付金が増額になったため、全体では増額となっている。
 - ・第16款の県支出金については、前年度比6.8%減の21億9,659万5,000円を計上した。児童福祉費負担金などが増額している一方で、平成26年度に計上していた介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金などの補助金関係がなくなったものがあるため全体的には減額となっている。
 - ・第17款の財産収入については、前年度比11%減の7,910万3,000円を計上している。
 - ・第19款の繰入金については、科目設定として4,000を計上している。
 - ・第20款の繰越金については、前年度比12.5%増の4億5,000万円を計上している。
 - ・第21款の諸収入については、前年度比0.9%増の10億1,585万7,000円を計上している。
 - ・第22款の市債については、前年度比10%増の18億4,080万円を計上している。
 - ・臨時財政対策債については、普通交付税と同様に前年度比2億6,500万円減の7億3,300万円とし、年々臨時財政対策債を減額する見込みで計上している。

- ・歳出については、第1款の議会費については、前年度比4%増の3億1,027万5,000円を計上している。
- ・第2款の総務費については、前年度比17.3%増の48億7,891万3,000円を計上している。
- ・第3款の民生費については、前年度比1.4%増の180億4,040万円を計上している。
- ・第4款の衛生費については、前年度比1.3%増の27億7,617万3,000円を計上している。
- ・第5款の労働費については、前年度比5.3%減の147万円を計上している。
- ・第6款の農林水産業費については、前年度比0.6%増の7,358万5,000円を計上している。
- ・第7款の商工費については、前年度比3.3%減の2億4,683万6,000円を計上している。
- ・第8款の土木費については、前年度比10.4%増の25億2,301万円を計上している。
- ・第9款の消防費については、前年度比4.8%増の13億1,527万3,000円を計上している。
- ・第10款の教育費については、前年度比0.3%減の37億1,902万1,000円を計上している。
- ・第11款の公債費については、前年度比5.0%減の30億902万1,000円を計上している。
- ・第12款の諸支出金については、災害援護資金貸付金、土地開発基金繰出金で602万3,000円を計上している。
- ・第13款の予備費については、前年度と同額の5,000万円を計上している。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第2号 平成27年度朝霞市国民健康保険特別会計予算

(藪塚健康づくり部長)

- ・歳入歳出予算の総額は、136億7,695万3,000円で、前年度比で11.3%の増となっている。
- ・歳入の概要については、第1款の国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税と退職被保険者等国民健康保険税の合計で、33億5,325万8,000円を見込み、前年度比で0.04%減となっている。

- ・補正後であれば1.6%増となる。
- ・平成27年度は税率等の変更はない。
- ・第3款の国庫支出金の主なものは、国庫負担金は歳出の保険給付費に係る国の負担分で、22億7,823万6,000円を計上した。
- ・国庫補助金では、財政調整交付金に2億7,813万1,000円を計上し、国庫支出金の合計は、26億5,522万2,000円で、前年度比3.5%減となる。
- ・第4款の療養給付費等交付金については、退職被保険者等医療費に対する社会保険診療報酬支払基金からの、3億5,217万9,000円を計上し、前年度比で14.1%の減となっている。
- ・第5款の前期高齢者交付金については、65歳から74歳までの各医療保険に係る交付金であり、23億6,239万5,000円を計上し、前年度比で5.9%の増となっている。
- ・第6款の県支出金については、歳出の保険給付費に係る県の負担金などで、7億6,844万5,000円で、前年度比23.1%の増となっている。
- ・第7款の共同事業交付金については、高額医療費共同事業交付金が2億8,332万1,000円で、保険財政共同安定化事業交付金については、28億5,544万6,000円を計上しており、前年度比で73%増となっている。
- ・第9款の繰入金の合計額については、8億8,638万2,000円で、前年度比で0.5%の増となる。
- ・第10款の繰越金は、前年度の繰越金、1億1,000円を計上している。
- ・歳出については、第1款の総務費は、2,102万円を計上している。
- ・第2款の保険給付費については、第1項の療養諸費としまして一般及び退職者分の療養給付費等である。また、第2項の高額医療費では、一般及び退職の高額医療費事業等で、第3項の移送費、第4項の出産育児諸費、第5項の葬祭諸費を合わせて、合計は77億1,640万8,000円を計上し、前年度当初との比較で1.0%の減となる。
- ・第3款の後期高齢者支援金等については、17億1,163万8,000円を計上し、前年度比で2.6%の減となっている。
- ・第6款の介護納付金については、6億5,084万1,000円を計上している。
- ・第7款の共同事業拠出金については、歳入の共同事業交付金に変わる拠出部分で、33億5,438万2,000円を計上しており、前年度比で92.9%増となっている。
- ・第8款の保健事業費については、特定健診等に係る保健事業の合計で、1億9,846万4,000円を計上した。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第3号 平成27年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計予算

(柳原都市建設部長)

- ・第1条の予算額は、歳入歳出それぞれ20億845万6,000円で、前年度当初予算と比較して14.9%の増となっている。
- ・増加の要因は、旧暫定逆線引き地区の汚水管の新規敷設及び緊急雨水対策事業等による雨水対策の工事の本格化にともない増額した。
- ・歳入の概要は、第1款の分担金及び負担金については、705万2,000円で、下水道事業受益者負担金等である。
- ・第2款の使用料及び手数料については、下水道使用料等で、8億4,430万3,000円である。
- ・第3款の国庫支出金については、1億3,860万円の下水道事業費補助金で、概ね前年度と同額となっている。
- ・第4款の繰入金については、4億369万5,000円で、一般会計からの繰入金である。
- ・第5款の繰越金の2,000万円は、前年度からの繰越金である。
- ・第6款の諸収入の100万6,000円は、融資預託金返還金等である。
- ・第7款の市債の5億9,380万円は、公共下水道事業債及び流域下水道事業債を見込んだものである。
- ・市債については、前年度との比較で、2億7,960万円で、全体として89%の増である。
- ・歳出の概要は、第1款の下水道総務費で、1億8,917万9,000円で、職員12人分の人件費や事務経費である。
- ・第2款の下水道事業費の14億8,025万8,000円で、汚水維持管理費の施設等修繕料のほか、下水道台帳作成委託料などを計上している。
- ・汚水建設費は、旧暫定逆線引き地区の汚水管工事費等を計上し、雨水建設費については、雨水幹線整備のほか、道路冠水を軽減するための雨水排水の改善対策工事費等を計上している。なお、補正予算で新規計上した止水板設置補助金については、来年度450万円を計上する予定である。
- ・第3款の公債費の3億3,401万9,000円で、公共下水道及び流域下水道の地方債に係るものである。
- ・第2表の債務負担行為については、水洗便所改造資金融資あっせん制度の損失補償及び利子補給補助を計上している。
- ・第3表の地方債は、下水道事業の市債等の借り入れ限度額を定めるものである。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第4号 平成27年度朝霞市介護保険特別会計予算

(藪塚健康づくり部長)

- ・予算の総額については、歳入歳出それぞれ57億6,450万5,000円で、前年度比12.5%の増となっている。
- ・歳入の主なものは、第1款の保険料、13億7,888万1,000円を計上し、前年度比で16%増を見込んでいる。要因としては、3年に一度の保険料の改定があるため、基準額の変更に伴った増額である。
- ・第3款の国庫支出金については、介護給付費の国の負担分で、負担金と補助金を合わせて、11億8,103万4,000円を計上している。
- ・第4款の支払基金交付金については、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、15億6,432万3,000円を計上している。
- ・第5款の県支出金については、介護給付費の県の負担金で、負担金と補助金を合わせて、8億3,354万3,000円を計上している。
- ・第7款の繰入金は、一般会計からの繰入金で、8億661万7,000円を見込んでいる。
- ・歳出の第1款の総務費については、9,635万9,000円を計上し、前年度比1.2%の減となっている。
- ・第3項の介護認定審査会費については、5,343万6,000円を計上している。
- ・第2款の保険給付費については、総額55億6,043万9,000円で、歳出総額の96.5%を占めており、前年度比で13.1%の増となっている。
- ・第1項の介護サービス等諸費の主な内訳として、居宅介護等サービス給付費が21億7,207万8,000円、地域密着型介護サービス給付費が5億3,745万9,000円、施設介護サービス給付費が18億9,739万9,000円、居宅介護等サービス計画給付費が2億3,543万円となっている。
- ・第2項の介護予防サービス等諸費については、介護予防サービス給付費で3億4,202万1,000円を計上した。
- ・第5項の特定入所者介護サービス等費では、介護施設等を利用した際の居住費などについて、低所得者に対する費用として、1億7,442万7,000円を計上した。
- ・第3款の地域支援事業費については、介護予防事業及び包括的支援事業・任意事業を実施するもので、1億514万7,000円を計上している。
- ・第6款の諸支出金については、155万7,000円を計上している。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第5号 平成27年度朝霞市後期高齢者医療特別会計予算

(藪塚健康づくり部長)

- ・予算総額は、歳入歳出それぞれ、10億9,236万7,000円で、前年度当初予算との比較で2.2%増となっている。
- ・歳入の概要は、第1款の後期高齢者医療保険料は、広域連合による試算に基づいて、9億2,359万4,000円を見込んでおり、歳入総額の84.5%、前年度比で1.4%の増となる。
- ・第2款の繰入金は、1億6,552万1,000円を計上している。
- ・歳出の概要、第1款の総務費は一般管理費等で、合計で1,283万9,000円を計上している。
- ・第2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、市で徴収した保険料と低所得者等への保険料軽減に係るものの広域連合への納付金で、10億7,537万6,000円を計上した。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第6号 平成27年度朝霞市水道事業会計予算

(田中水道部長)

- ・第2条の業務の予定量については、給水戸数が61,600戸、年間総給水量は1,559万2,000m³で、一日平均給水量が4万2,601m³と見込んでいる。
- ・主要な建設改良事業は、導配水管耐震化工事で4億1,257万1,000円を計上している。
- ・第3条の収益的収入及び支出について、収入の第1款の事業収益は、22億8,057万5,000円で、前年度比3.7%の減となっている。
- ・主なものは第1項の営業収入は、収入総額の83.2%を占める水道料金が18億9,779万9,000円、第2項の営業外収益は、水道利用加入金が、1億7,146万円である。
- ・支出の第1款事業費は、20億9,840万7,000円で、0.9%の増となっている。
- ・主なものは第1項の営業費用では、支出総額の34.7%を占める県水受水費は、7億2,823万5,000円で、県水の受水率は前年度同様の70.0%を予定している。
- ・減価償却費が4億2,814万6,000円を計上している。

- ・第2項の営業外費用は、企業債の支払利息1億4,472万7,000円である。
- ・第3項の特別損失は、固定資産撤去費として、溝沼浄水場の撤去費1,836万円を計上している。
- ・収入から支出を差し引いた当年度の純利益は税込みで1億8,216万8,000円、税抜きでは7,733万9,000円を見込んでいる。
- ・予算上の逆ざやは10円38銭となり、前年度より1円41銭の増となっている。
- ・第4条の資本的収入及び支出だが、第1款の資本的収入は、9億8,647万6,000円で、主なものは第1項の企業債で、施設等の大量更新に対応するため、9億8,000万円を計上している。
- ・資本的支出については、18億3,169万円で、前年度比32.3%の増となっている。
- ・主なものは第1項の建設改良費は、導水管耐震化事業、老朽管更新事業、水圧不足改善事業に係る配水管の布設替工事、舗装復旧工事、泉水浄水場監視制御更新工事、泉水浄水場着水井更新事業などの14億1,159万8,000円及び、建設改良事務費で計上している職員5人分の給料などである。
- ・第2項の企業債償還金は、3億6,587万2,000円である。
- ・資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、8億4,521万4,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、及び建設改良積立金で補てんするものである。
- ・第5条の企業債については、水道施設耐震化事業が4億100万円、老朽管更新事業が2億6,400万円、電気設備更新事業が3億1,500万円で、合わせて9億8,000万円を発行限度額としている。
- ・平成11年度に5,000万円の企業債を発行して以降は、企業債を発行していなかったが、平成27年度は耐震化事業や老朽管更新事業に加え電気設備更新事業などがあり、今まで積み立ててきた自己資金だけでは賅えないため企業債を発行した。
- ・継続費に関する調書だが、平成26年度から泉水浄水場着水井更新事業については、変更はない。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第7号 平成26年度朝霞市一般会計補正予算第7号

(小林総務部長)

- ・補正額は歳入歳出ともに、7,203万8,000円を増額し、累計額は、373億3,856万円となる。

- ・第2表の継続費については、男女平等推進行動計画策定事業などの3事業で、事業の進捗にともない、総額及び年割額を見直すものである。
- ・第3表の繰越明許費については、プレミアム商品券発行事業など、国の交付金を受けて行うものが大半であるが、全部で10事業ある。
- ・第4表の債務負担行為補正については、障害者多機能型施設指定管理料及び放課後児童クラブ指定管理料について、定数増に伴う職員の増員などにより債務負担行為限度額に不足が生じるために設定した。
- ・第5表の地方債補正については、道路改良事業などの4事業で、地方債について借入れ限度額の変更を行うものである。
- ・歳入については、第2款の地方贈与税、第3款の利子割交付金、第4款の配当割交付金、第8款の自動車取得税交付金については、交付実績により積算した決算見込額により算出している。
- ・第9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金は、交付金の確定したため、37万6,000円を増額している。
- ・第15款の国庫支出金については、実績に伴う補正のほかに、経済対策を盛込んだ国の補正予算を有効に活用するために地域・住民・生活等の緊急支援の交付金を新たに計上することにより、全体的には5,441万5,000円を増額となる。
- ・第16款の県支出金についても、主に実績に伴う補正だが、商工費補助金の地域住民生活等緊急支援のための交付金を新たに設定するものである。総額で、2億2,495万8,000円の減額である。
- ・第17款の財産収入については、財政調整基金などの預金利子を増額するほか、給食配送車を売却したことによる、256万3,000円を増額するものである。
- ・第18款の寄付金は民生費寄付金など26件の受入れを行った。
- ・第19款の繰入金については、財政調整基金繰入金を増額することにより、1,483万円を増額する。
- ・第21款の諸収入については、福祉資金貸付金延滞金を新たに計上することにより、2万5,000円を増額する。
- ・第22款の市債は、道路改良事業債、内間木公民館施設改修事業債などを減額し、合計で4,610万円を減額する。
- ・歳出については、総務費は委託料などの

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第8号 平成27年度朝霞市国民健康保険特別会計予算 第3号

(藪塚健康づくり部長)

- ・ 今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、2億6,872万4,000円を減額し、総額を、122億8,577万1,000円とするものである。
- ・ 歳入の概要、第1款の国民健康保険税は、収入実績から年度末見込みを勘案し、一般分と退職者分を併せて、5,486万3,000円減額している。
- ・ 第3款の国庫支出金については、実績により、第1項の国庫負担金など合計で、4,003万6,000円を減額している。
- ・ 第4款の療養給付費等交付金については、退職者分の医療費に係る交付金で、1,508万2,000円を減額している。
- ・ 第6款の県支出金については、実績にともない、1,474万円を減額している。
- ・ 第7款の共同事業交付金については、合計2億4,135万6,000円の減額で、連合会からの通知に基づくものである。
- ・ 歳出の概要、第1款の保険給付費については、合計で1億4,319万9,000円を減額している。
- ・ 第8款の保健事業費については、実績に基づき減額するもので、3,130万円を減額している。

【意見等】

なし

【結果】

- ・ 原案のとおり決定する。

議案第9号 平成26年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算第3号

(柳原都市建設部長)

- ・ 第1表の繰越明許費で、アクションプランに基づき実施している、溝沼5丁目ほそや周辺での雨水対策事業の年度内完成が困難なため、翌年度に繰り越すものである。

【意見等】

なし

【結果】

- ・ 原案のとおり決定する。

議案第10号 平成26年度朝霞市介護保険特別会計補正予算第3号
(藪塚健康づくり部長)

- ・補正額は、歳入歳出それぞれ、2,448万9,000円を増額し、累計で、55億7,766万8,000円となっている。
- ・歳入の主なものは、第3款の国庫支出金は461万5,000円、第4款の支払基金交付金は707万4,000円、第5款の支出金は331万1,000円で、歳出の保険給付費の補正に伴う、それぞれの負担金の補正である。
- ・繰入金については、一般会計からの繰入金で、304万8,000円を増額している。
- ・基金の繰入金については、支払基金の取り崩しで、635万円を計上している。
- ・歳出については、第2款の保険給付費、第1項の介護サービス等諸費は給付実績にともない、2,439万7,000円を増額している。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第11号 平成26年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号
(藪塚健康づくり部長)

- ・補正額は、歳入歳出それぞれ、338万4,000円で、合計額を10億8,035万6,000円となっている。
- ・歳入の第2款の繰入金は、保健基盤安定負担金の確定にともない、338万4,000円を増額するものである。
- ・歳出の第2款の後期高齢者医療広域連合納付金についても、同様に保健基盤安定負担金の確定により、338万4,000円を増額するものである。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第12号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(小林総務部長)

- ・平成27年度に、人事院勧告に基づいて行うものである。
- ・行政職員の給料表を改定し、給料水準を平均1.83%引き下げるとともに、地域手

当の支給割合を12%に引き上げ、単身赴任手当の基礎額と加算額の上限を引き上げるものである。

- ・地域手当の支給割合については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までは、10%を適用する。
- ・国の数値では、3年度に12%になる地域ではあるが、人事院勧告による国の考え方によると朝霞は8%が適用されることになる。
- ・等分の相田の措置として実施していた、55歳を超える管理職の職員の給料等に対する1.5%の減額措置を、平成30年3月31日までの期限とする。
- ・平成19年度の給与構造改革における経過措置額の支給を平成27年3月31日までとするものである。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第13号 朝霞市保育園措置及び管理条例の一部を改正する条例
(三田福祉部長)

- ・平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度にともない、児童福祉法が改正され、必要な文言の修正を行った。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第14号 市長及び福祉長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(小林総務部長)

- ・依然として厳しい本市の財政状況等を考慮し、市長の給料月額を10%、副市長及び教育長の給料月額5%現実特例措置を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、実施するものである。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第15号 朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

(島村生涯学習部長)

- ・内間木公園ソフトボール場における休場期間について施設の有効利用と利用促進を図ることから、12月における期間を現行の31日間から4日間に改めるものである。
- ・昨年12月に試行的に行ったが特に問題はなかった。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第16号 溝沼子どもプール設置及び管理条例の一部を改正する条例

(島村生涯学習部長)

- ・溝沼子どもプールの開場期間のうち、費用対効果の観点から、夏休み期間前後の開場期間を短縮するため、開場日を7月1日から7月の第2土曜日に、閉場日を9月10日から9月の第1日曜日に改正するものである。
- ・昨年試行的に実施したが利用者等、特に問題はなかった。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第17号 朝霞市行政手続き条例の一部を改正する条例

(小林総務部長)

- ・主な内容として、平成27年4月1日に施行される行政手続法の一部を改正する法律の施行にともない、「行政指導の方式」、「行政指導の中止等の求め」及び「処分等の求め」に関する手続を新設するものである。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第18号 朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例

(薮塚健康づくり部長)

- ・第6期介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者保険料に係る平成27年度から平成29年度までの所得段階区分及び保険料率を改正するものである。
- ・今回の改訂で介護保険料の基準額を月額4,125円から月額4,650円に変更し、月額で525円、12.7%の増となる。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第19号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

(柳原都市建設部長)

- ・消費者庁・国土交通省告示等の施行にともない、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築等計画の認定の事務を新たに行う必要があることから、申請手数料を追加するものである。
- ・改正内容の金額については埼玉県と同額とする。
- ・また、建築基準法の一部を改正する法律の施行にともない、構造計算適合性判定に係る事務が変更となるため、当該事務に係る申請手数料の削除等を行うものである。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第20号 朝霞市みどりの基金条例の一部を改正する条例

(柳原都市建設部長)

- ・名称を、朝霞市みどりの基金条例を朝霞市みどりのまちづくり基金条例に改めるものである。
- ・基金の設置目的に良好な景観の形成又は生物多様性の保全に資する緑化の支援を位置

づけるものである。

- ・今の基金は、用地取得の目的以外の使途が明確にされていないため、今年度の外部評価委員会から緑化の支援にも活用してはどうかとの提言があり、また、景観計画の策定やみどりの基本計画の改訂などにおいても、市民主体の緑化推進の支援が必要だと検討がされていたので、その財源としてもみどりの基金を活用したいと考えている。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第21号 朝霞市防犯推進条例の一部を改正する条例

(佐藤市民環境部長)

- ・防犯に関する施策を計画的に推進し、検証するに当たり、朝霞市防犯推進計画会議を附属として設置する必要があるので、地方自治法第138条の4第3項の規定により改正するものである。
- ・委員については、第12条で20名以内と規定している。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第22号 朝霞市指定地域密着型サービスの人事の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(藪塚健康づくり部長)

- ・介護保険法等の改正に基づき、厚生労働省令で定められている「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正されたことにともない、指定地域密着型サービス事業の対象となる事業について、厚生労働省令に従い、サービスごとの人員、設備、運営に関する基準等の改正を行うものである。
- ・改正内容については、国の社会保険審議会の介護給付費部会の報告を受けて改正したものが主であり、認知症対応型通所介護に関し、介護保険制度外で行う夜間等のサービスを実施している事業所について、届出を求め、事故発生時には報告を求める仕組みを設けること。

小規模多機能型居宅介護については、登録定員の25人を29人に改める。

- ・個性労働省令の改正に伴う市の条例の改正である。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第23号 朝霞市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(薮塚健康づくり部長)

- ・改正内容は、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービスを実施している場合は届出を求め、事故発生時には報告を求める。
- ・市独自で改正する内容は、文書の保存年限の2年間に5年間に改める点である。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第24号 朝霞市保育園等運営審議会条例の一部を改正する条例

(三田福祉部長)

- ・平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度にともない、小規模保育事業等の地域型保育事業所の運営について、市が私道監督を行うことになるため、朝霞市保育園等運営審議会の所掌事務等の必要な改正を行うものである。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第25号 朝霞市市庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会条例を廃止する条例

(小林総務部長)

- ・庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会は、市庁舎の耐震化事業に係るプロポー

ザルについて、厳正かつ公平に審査してまいりましたが、平成27年1月、本事業の契約候補者を選定したことから、本組織の役割が終了したため、本条例を廃止する。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第26号 朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会条例を廃止する
条例

(薮塚健康づくり部長)

- ・平成26年7月から、健康増進センターリハビリプールにおける死亡事故について、必要な調査等を行い、平成26年11月に市長に報告書が提出がされたことから、本条例を廃止するものである。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第31号 朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会条例

(小林総務部長)

- ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画の策定に関し、必要な事項の検討を行うことを主な事務とする朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会を附属機関として設置する必要があるため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに制定するものである。
- ・組織は、委員10人以内で組織する。
- ・構成委員は、市の議会の議員が2人、知識経験を有する者が3人、市が関係する団体の代表者が2人、公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民が3人となっている。
- ・任期は、委嘱の日から公共施設等総合管理計画を策定する日までとする。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第33号 朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(薮塚健康づくり部長)

- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行にともない、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた、指定介護予防支援事業所の運営等に関する基準等について、厚生労働省令に従い、または、省令を参酌し、市町村の条例で定めることとされたことにより新規の条例として定めるものである。
- ・内容については、事業所の人員に関する基準等、5章で構成される条例となっており、省令で定められた基準に準じて定めているが、事業者が保存するサービスの提供等に関する記録については、保存する期間をその完結の日から5年間と規定するものである。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第34号 朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

(薮塚健康づくり部長)

- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行にともない、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等について、厚生労働省令に従い、または、省令を参酌し、市町村の条例で定めることとされたことにより新規の条例として定めるものである。
- ・内容は、基本方針と職員の員数を定めた4条で構成される条例となっており、従来の省令で定められた基準に準じるほか、県域内の第1号被保険者の数が6,000人以上となる場合の職員の配置数が定めていないので、朝霞市の独自として員数について新たに規定するものである。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第35号 朝霞市景観条例

(柳原都市建設部長)

- ・朝霞市における良好な景観の形成に必要な事項及び景観法の規定に基づく必要な事項を定めることにより、本市の自然、歴史、文化及び生活と調和した良好な景観の形成を図り、もって市民の誇りと愛着を育み、済みたい、訪れたいと感じられるまちの実現に寄与するため、新たに制定するものである。
- ・施行後の予定は、平成27年秋ごろに景観計画を策定し、半年間の周知期間を経て平成28年4月に景観計画を施行する予定でいる。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第36号 市道路線の認定について

(柳原都市建設部長)

- ・今回認定する路線は、一般国道254号和光富士見バイパス整備事業にともなう側道整備が完了したことから認定するものである。
- ・幅員は5mから12.5mで、延長は320mである。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第37号 市道路線の認定について

(柳原都市建設部長)

- ・こちらで認定する路線は開発行為にともなう2路線で、都市計画法第40条の規定により帰属された道路を認定するものである。
- ・市道2395号線で、幅員4.5m、延長126.7mであり、志木市との境で開発行為が発生したことから市道認定するものである。

- ・市道2396号線で、幅員4.5m、延長125.6mであり、新たな宅地化造成により市道認定するものである。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

議案第38号 工事請負契約の締結について

(小林総務部長)

- ・内容は、庁舎施設耐震補強工事の業者選定にあたり、市庁舎の耐震補強工事に係る公募型プロポーザルを行ったところ、1社が応募し、厳正かつ公平な審査の結果、戸田建設株式会社関東支店が17億2,584万円で契約の相手方に決定しことから、同社と請負契約を締結するために提案したものである。

【意見等】

なし

【結果】

- ・原案のとおり決定する。

【閉会】